見附市告示第29号

住居表示を実施する区域及び期日等について

住居表示に関する法律(昭和37年法律第119号)に基づき、住居表示を 実施する区域及び期日等を次のとおり定めたので、同法第3条第3項の規定に より告示する。

平成30年3月26日

見附市長 久 住 時 男

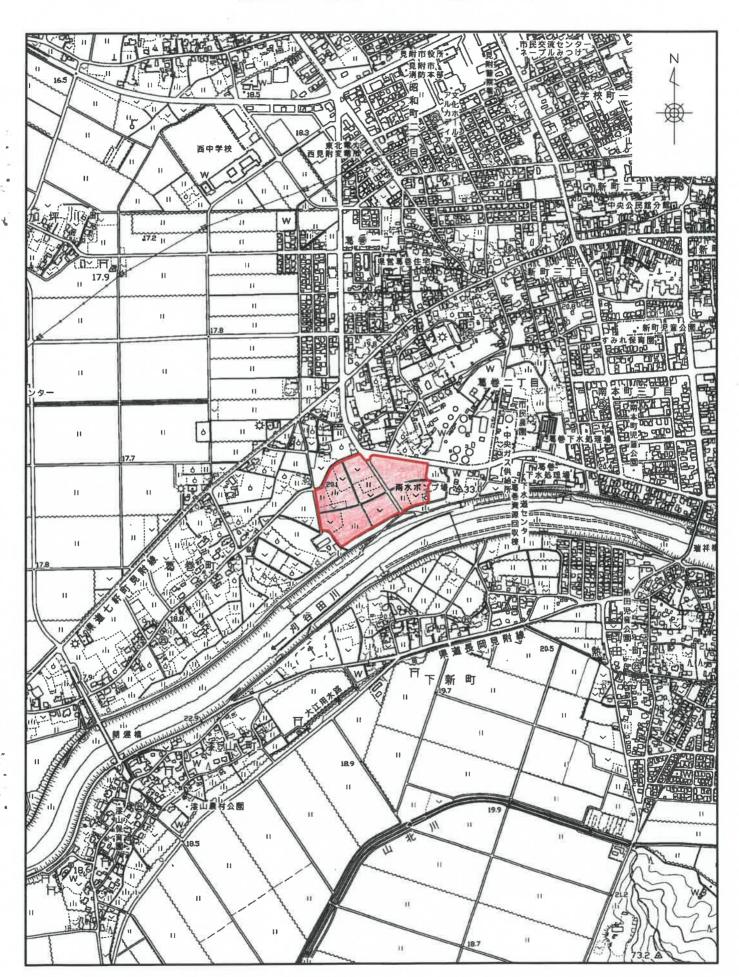
1. 住居表示を実施する区域 別図1のとおり

新 町 名	実 施 前 町 名
葛巻三丁目	葛巻町の一部、 葛巻二丁目の一部、 下新町の一部

2. 住居表示の実施期日 平成30年4月1日

3. 住居表示の方法 街区方式

4. 街区符号 別図2のとおり



葛巻三丁目街区位置図 縮尺1:2,500

